

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)整備法人公募要項

令和8年4月
沖 縄 県

第1 公募の趣旨

沖縄県においては、第9期高齢者保健福祉計画に基づき、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）を新たに300床整備することとしております。

今回、そのうち200床の整備法人を公平・公正に決定するため公募を行います。

第2 公募内容等

- 1 公募期間：令和8年4月30日 ～ 令和8年6月30日
- 2 整備施設：特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（広域型：30床以上）
- 3 整備年度・整備地域・整備床数

整備年度	整備地域	整備床数
令和9年度～	那覇市内、浦添市内のいずれか	100床
	石垣市内	100床

4 施設の形態

- (1) 1施設あたりの整備床数は、30床以上とし、上限は100床とする。
- (2) 整備の形態は原則、ユニット型個室とし、1ユニットの定員は10人を基本としつつ15名を超えないものとする。
- (3) 「既存施設の増床（増築）」による応募を認める。

5 立地条件

- (1) 建設用地については、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、その他土地にかかる法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、あらかじめ当該計画の実現性を確認していること。
- (2) 建設用地については、原則として、法人自らの所有（買収見込を含む。）が確定していること。また、有償、無償を問わず借り上げにより建設用地を確保する場合は、施設の長期運営に必要な措置（30年間以上の地上権等の設定）が取れるものであること。

※売買契約予定又は借地契約予定の場合は、応募時点で契約を締結している必要はないが、補助事業として承認された後に契約を締結する旨を、書面で確約しておくこと。（借地の場合の地上権等の設定及び登記の契約も同様）

- (3) 土地建物に当該事業以外の目的による抵当権その他当該事業の遂行を制限するおそれのある権利が設定されていないこと。
- (4) 設置場所が、津波防災地域づくりに関する法律に基づき県が公表する津波浸水予測区域でないこと。
 - ※ ただし、既存施設の申請等のやむを得ない事情により、津波浸水予測区域内とする場合には、津波による浸水から入所者等の命を守るための具体的な措置が講じられていることを条件とする。
- (5) 設置場所が、土砂災害防止法に基づき沖縄県が指定する土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）でないこと。
- (6) 設置場所が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき沖縄県が指定する急傾斜地崩壊危険区域でないこと。

6 建設条件

- (1) 施設の建設計画は、都市計画法、建築基準法、その他関係法令を遵守すること。必要に応じて関係機関と相談の上、計画を策定すること。
- (2) 沖縄県条例で定める下記の基準を満たしていること。
 - 「沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（H24.12.26 条例第 80 号）」
 - 「沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（H25.3.31 規則第 45 号）」
- (3) 整備地域が那覇市内の場合、那覇市条例で定める下記の基準を満たしていること。
 - 「那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（R6.3.22 条例第 6 号）」

7 運営条件

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、その他の諸法令及び施設の運営等に関する基準等を遵守すること。
- (2) 介護保険法に基づく介護老人福祉施設としての施設基準を満たし、開設日までに県からの事業指定を受けること。（短期入所生活介護事業を併せて行う場合も同様に県から事業指定を受けること。）

8 その他

- (1) 整備予定地の市町村と事前に調整し、整備計画等に関する意見を確認しておくこと。
- (2) 応募にあたっては、整備予定地周辺住民や自治会長への説明会を行う等、地域住民の理解を得ながら計画を進めること。
- (3) 独立行政法人福祉医療機構や銀行等からの借入を予定している場合は、事前に当該金融機関等に相談し、借入限度額や償還計画等について十分な調整を行うこと。

第3 事前協議

応募を検討する法人等は、応募の前に必ず県（高齢者介護課）と事前協議を行うこと。
事前協議を行っていない場合、応募を受け付けないこととするので留意すること。

1 事前協議のながれ

- (1) 応募を検討する法人等は、事前協議書を記入のうえ、令和8年5月15日（金）までに高齢者介護課へ提出すること。
- (2) 事前協議書を提出するまでに金融機関と調整し融資の見通し、スケジュールなどを確認しておくこと。
- (3) 社会福祉法人を新たに設立する場合には、事前協議書を提出するまでに所轄庁と調整し認可の見通し、スケジュールなどを確認しておくこと。
- (4) 提出された事前協議書の内容を確認後、個別に日程調整を行ったうえでヒアリング、建設予定地の現地確認等を行う。
- (3) 提出された事前協議書及びヒアリング内容等を踏まえ、県から応募の適否について事前協議結果を通知する。（令和8年6月12日（金）を予定。）

2 事前協議書の提出方法

提出方法：電子データをメールにて提出

提出先：沖縄県 保健医療介護部 高齢者介護課 支援班

aa021156@pref.okinawa.lg.jp （課代表メールアドレス）

3 事前協議に係る提出書類

- (1) 事前協議書
以下、(2)～(5)の添付資料
 - (2) 総事業費及び財源内訳
 - (3) 直近3年分の決算書（※新設法人の場合は、計画に関連する法人等の書類）
 - (4) 計画全体の工程表（※法人設立手続、融資申込スケジュールを含む）
 - (5) 位置図、配置図、平面図、立面図
- ※その他、個別に追加資料の提出をお願いする場合があります。

第4 応募資格等

1 応募資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、高齢者福祉の推進に熱意のある者とする。

- (1) 沖縄県内に事務所を有する社会福祉法人、又は沖縄県内に主たる事務所を有する社会福祉法人の創設を予定している者（以下、「法人等」という。）であること。
なお、社会福祉法人の創設を予定している者は、設立準備委員会を組織した上で応募すること。
- (2) 社会福祉法第72条及び介護保険法第86条第2項各号に該当しないこと。
- (3) 法人の役員又は役員予定者に、破産者又は禁固以上の刑に処せられた者がいないこと。

- (4) 県及び市等の指摘事項が改善済み又は法人運営・施設運営等に関して過去に重大な問題等を起こしたことがないこと。
- (5) 応募期間の最終日において、直近3年間の国税及び地方税を滞納していない法人であること。
- (6) 法人の役員又は役員予定者に、沖縄県暴力団排除条例第2条に規定する、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (7) 過去3年間において沖縄県の介護老人福祉施設（定員30名以上の特別養護老人ホーム）の整備予定事業者として選定された後、法人側の事由により事業を辞退した法人でないこと。※辞退日を基準とする。

第5 応募の方法等

1 提出書類

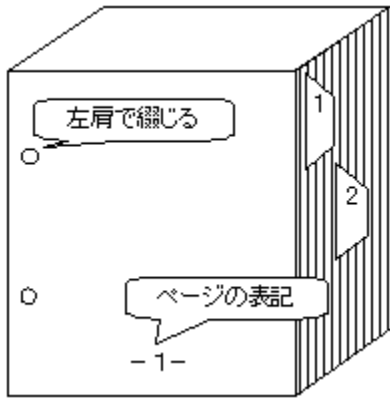
応募する法人等は、次の書類（以下、「応募書類」という。）を県に提出すること。

提出書類		法人創設予定者の場合
別添様式	(1) 特別養護老人ホーム整備法人応募書	左記に同じ
様式第1号	(2) 施設設置の考え方	
様式第2号	(3) 施設整備計画書	
様式第3号	(4) 社会福祉法人調書	
様式第4号	(5) 借入金償還（計画）調書（借入を予定している場合）	
様式第5号	(6) 資産申立書（寄付を予定している場合）	
様式第6号	(7) 役員履歴書	役員予定者の履歴書及び就任同意書
様式第7号	(8) 資金収支計画（開設後3年分）	左記に同じ
様式第8号	(9) 特養基準チェック表	
任意様式	(10) 印鑑証明書（寄付契約書等に押印がある場合）	設立準備委員会議事録
	(11) 整備計画に関する理事会議事録	
	(12) 登記簿、公図（土地、建物）	左記に同じ
	(13) 見積書、内訳書	
	(14) 位置図、配置図、平面図、立面図、各室別面積表 ※「特養基準チェック表」（様式第8号）及び「近接について」（【資料1】）を用いて図面の確認をすること。	
	(15) 計画全体の工程表	
	(16) 周辺住民同意書（施設設置予定地の自治会長等の同意書）	
	(17) 市町村長意見書	
	(18) 法人の定款、登記事項全部証明書及び印鑑証明書	定款案、計画に関連する法人等の書類
	(19) 過去3年間（令和4、5、6年度）の法人の貸借対照表及び収支計算書、その他法人の財務状況を明らかにすることができる書類	計画に関連する法人等の書類
(20) 過去3年間（令和4、5、6年度）の法人の事業報告書、その他法人の業務内容を明らかにすることができる書類	計画に関連する法人等の書類	
(21) 過去3年間（令和4、5、6年度）の法人監査、施設監査、実地指導等の指摘事項及びその改善報告書	計画に関連する法人等の書類	
(22) 過去3年間（令和4、5、6年度）に施設の利用者やその家族からの苦情処理状況及び満足度調査、第三者評価等を実施している場合は、その方法と実績がわかる書類	具体的な実施案 計画に関連する法人等の書類	
(23) 過去3年間（令和4、5、6年度）の国税及び地方税の納税証明書	計画に関連する法人等の書類	
様式第9号	(24) 応募資格要件に該当することの申立書	左記に同じ

※書類作成に際しては「応募書類作成要領」を参照。

2 応募書類の綴り方及び提出部数

応募する法人は、応募書類一式を各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）作成し、1 部ずつ A 4 ファイルに綴じて提出すること。提出にあたっては、第 4 の 1 に示すリストの順に並べ、目次、インデックスを添付すること。



- 原則 A 4 版とし、A 3 図面等は A 4 サイズに折りたたみ、B 5 や B 4 サイズの用紙は A 4 用紙に張り付けて綴じること。
- ページを付けること。
- 添付書類に、番号表記のインデックスをつけること。
- 1 部ずつ、全体を A 4 ファイル等で綴ること。
- 副本はコピー可。ただし、原本がカラーの場合は、副本もカラーとすること。（代表者（法人登記）印部分を除く。）

3 応募書類の受付

(1) 受付期間

令和 8 年 6 月 15 日～6 月 30 日（土日、祝祭日を除く）

受付時間 午前 9 時から午後 5 時

なお、受付期間までに応募書類が整わない場合は、如何なる事情があっても一切受け付けない。

(2) 受付場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁本庁舎 3 階）
沖縄県保健医療介護部 高齢者介護課 支援班

(3) 提出方法

応募書類は、原則として受付場所に持参するものとする。特別な事情により持参できない場合は、電話連絡のうえ書留郵便により提出する。なお、書留郵便による提出は、令和 8 年 6 月 30 日必着。

(4) 提出部数

正本 1 部、副本 9 部（副本は複写可）

4 質問事項等の照会先

質問送付票をメールで提出すること。

質問受付期間（4 月 30 日から 6 月 12 日 午前 9 時から午後 5 時）

※質問受付期間終了後の質問は受け付けない。

質問内容（質問法人等の名称を除く）及び回答については、沖縄県高齢者介護課ホームページに掲載します。

沖縄県保健医療介護部 高齢者介護課 支援班

E-mail : aa021156@pref.okinawa.lg.jp （課代表）

T E L : 098-866-2214

F A X : 098-862-6325

5 その他留意事項

- (1) 法人等が提出する応募書類の著作権は、提出した法人等に帰属する。
- (2) 本申込みの受付期間終了後は、応募者の都合による計画変更は一切認めない。
- (3) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合、受付けることが出来ないため、受付期間最終日の提出は、極力避けること。
- (4) 他の応募者の計画の内容に関しての問い合わせについては、一切応じない。
- (5) 応募書類及び追加資料の作成及び提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とする。
- (6) 応募書類及び追加資料は返却しない。
- (7) 応募書類その他提出した資料は、沖縄県情報公開条例（平成13年条例第37号）の規定に基づき開示することがある。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示とする。
- (8) 受付期間の終了後は、応募書類の再提出又は差し替えは、原則として認めない。
- (9) 県補助金の額は、「沖縄県老人福祉施設整備費補助金交付要綱」（以下、「県補助金交付要綱」という。）第5条の規定による。
- (10) 県補助金は別途、県補助金交付要綱により交付申請書類等を作成すること。
- (11) 整備事業を行う場合、工事請負契約については、設計業者の積算に基づく予定価格をもって一般競争入札又は指名競争入札に付すなど、県が行う契約手続きに準拠しなければならない。（設計業者に関連する建設業者が、工事請負契約の入札に参加することはできない。）
- (12) 選定状況についての照会には一切応じない。
- (13) 提出書類は今回の選定以外には使用しない。また、理由を問わず返却はしない。
- (14) 応募受付後、辞退をしようとする場合は速やかに辞退届出書（任意様式）を提出すること。
- (15) 原則として、本公募による選定を受けたことに係る権利は、その譲渡等を認めない。

第6 法人等の決定

1 応募の審査

- (1) 外部有識者等で構成する沖縄県特別養護老人ホーム整備法人審査委員会において、提出された応募書類及び応募者からのプレゼンテーションを受けて総合的に審査を行う。
- (2) 審査の主な視点
 - ① 施設運営の考え方
 - ・ 法人等の理念や応募動機
 - ・ 施設の運営方針
 - ・ 地域住民との連携
 - ② 市町村等保険者の意見
 - ③ 整備計画の妥当性
 - ・ 立地条件
 - ・ 敷地の状況
 - ・ 施設の設置基準
 - ・ 職員の採用計画並びに研修計画
 - ・ 資金計画
 - ・ 施設運営の収支計画

- ④ 法人の運営状況
 - ・法人の財務状況
 - ・監査の指摘状況
 - ・入居者の処遇等に対する積極的な改善の取り組み

2 審査対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、審査の対象から除外し、審査後に発覚した場合は、応募を無効とする。

- (1) 応募書類及び追加資料の内容に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 応募法人またはその関係者が選定に関して有利になるよう沖縄県特別養護老人ホーム整備法人審査委員会の構成員に接触したとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

3 整備する法人等の決定

整備する法人等は、沖縄県特別養護老人ホーム整備法人審査委員会の審査結果を受けて知事が決定する。

4 決定の取消

決定後も、提出された書類の内容に重大な不備及び虚偽があったと認められる場合や、重要な事項（建設予定地・資金計画等）の変更があった場合は、決定を取り消すことができるものとする。

なお、決定を取り消した場合、要した費用の弁済及び損害賠償を県に求めることはできない。

また、決定を取り消した際は、取り消された法人等を除いて改めて審査結果の中から整備する法人等を決定するものとする。

（決定の主な取消事由）

- ①虚偽その他不正な手段により決定を受けた場合
- ②応募法人に重大な変更が生じたとき
- ③建設予定地の変更、または建設予定地が確保できないとき
- ④整備計画に重大な変更が生じたとき
- ⑤建設等に必要な資金調達が明らかに困難になったと認められるとき
- ⑥その他、特別養護老人ホームの運営に支障をきたすと認められるとき

5 結果の通知

整備する法人の決定については、すべての応募者に対して通知するとともに、沖縄県高齢者介護課ホームページで公表する。

第7 スケジュール

令和8年3月9日～5月15日	高齢者介護課へ事前協議書の提出
6月12日	事前協議の結果通知
6月15日～6月30日	応募書類受付期間
8月	特別養護老人ホーム整備法人審査委員会
9月	整備法人の決定・公表
10月～12月	県との図面調整及び「介護老人福祉施設」指定の事前調整
12月	「沖縄県社会福祉審議会」書類の提出
令和9年1月下旬～2月上旬	沖縄県社会福祉審議会（社会福祉施設専門分科会）
3月	施設整備計画承認
4月～	所轄庁への法人設立認可申請（※新設法人のみ）
	福祉医療機構等への融資申込

※都合により変更が生じる可能性もありますので、御了承ください。